

高槻市低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定に基づき、競争入札において落札者を決定するための低入札価格調査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格調査対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象とする建設工事は、次の各号の一に該当する工事とする。

- (1) 予定価格が1億5千万円以上の競争入札に付する建設工事
- (2) 総合評価落札方式により競争入札に付する建設工事
- (3) 全ての入札価格が最低制限価格を下回って不落となり、再度の入札を実施する場合において、次の要件を満たす建設工事
 - ア 最低制限価格と入札価格との乖離が大きいこと。
 - イ 予定価格の変更が可能であること。

2 前項の規定にかかわらず、低入札価格調査の対象とすることが適当でないと認められる合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(低入札価格調査基準価格)

第3条 低入札価格調査の基準となる価格を、低入札価格調査基準価格（以下「調査価格」という。）といい、調査価格は次の各号に掲げる種類ごとに、予定価格（税抜き金額。以下同じ。）の算出基礎となった額にそれぞれの割合を乗じて得た額の合計額とする。なお、10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を調査価格とする。

- (1) 建設工事（土木関連工事、建築・設備関連工事）
 - ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額
- (2) 建設工事（土木機械設備工事）
 - ア 直接工事費及び直接製作費の合計額に100分の97を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費及び間接労務費の合計額に100分の90を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費、据付間接費、設計技術費及び工場管理費の合計額に100分の90を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額
- (3) 建設工事（土木電気通信設備工事）
 - ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
 - イ 機器費の額に100分の85を乗じて得た額

- ウ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- エ 現場管理費及び機器間接費の合計額に100分の90を乗じて得た額
- オ 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額
- (4) 建設工事（下水道機械設備工事、下水道電気設備工事）
 - ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
 - イ 機器費の額に100分の85を乗じて得た額
 - ウ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
 - エ 現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額に100分の90を乗じて得た額
 - オ 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額
- 2 前項による合計額が、予定価格の75%に満たない場合又は92%を超える場合は、それぞれ予定価格の75%又は92%を調査価格とする。
- 3 工事の性質上前2項の規定により難しい場合は、予定価格の75%から92%までの範囲内で市長が定める額を調査価格とする。
- 4 調査価格は、事前公表または事後公表のいずれかとする。

(失格基準価格)

第4条 失格基準価格（以下「失格価格」という。）を下回る価格で入札があった場合は、契約の内容に適合した履行がなされないと認め、失格とする。

- 2 失格価格は次の各号に掲げる種類ごとに、予定価格の算出基礎となった額にそれぞれの割合を乗じて得た額の合計額とする。なお、10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を失格価格とする。
 - (1) 建設工事（土木関連工事、建築・設備関連工事）
 - ア 直接工事費の額に100分の84を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に100分の75を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に100分の75を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に100分の58を乗じて得た額
 - (2) 建設工事（土木機械設備工事）
 - ア 直接工事費及び直接製作費の合計額に100分の84を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費及び間接労務費の合計額に100分の75を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費、据付間接費、設計技術費及び工場管理費の合計額に100分の75を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に100分の58を乗じて得た額
 - (3) 建設工事（土木電気通信設備工事）
 - ア 直接工事費の額に100分の84を乗じて得た額
 - イ 機器費の額に100分の73を乗じて得た額
 - ウ 共通仮設費の額に100分の75を乗じて得た額
 - エ 現場管理費及び機器間接費の合計額に100分の75を乗じて得た額
 - オ 一般管理費等の額に100分の58を乗じて得た額
 - (4) 建設工事（下水道機械設備工事、下水道電気設備工事）

- ア 直接工事費の額に100分の84を乗じて得た額
 - イ 機器費の額に100分の73を乗じて得た額
 - ウ 共通仮設費の額に100分の75を乗じて得た額
 - エ 現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額に100分の75を乗じて得た額
 - オ 一般管理費等の額に100分の58を乗じて得た額
- 3 工事の性質上前項の規定により難しい場合は、予定価格の70%から85%までの範囲内で市長が定める額を失格価格とする。
- 4 失格価格は、事後公表とする。

(入札参加者への周知)

第5条 低入札価格調査の対象とする建設工事については、入札の公告又は入札の説明書によって、次に掲げる事項を入札参加者に周知するものとする。

- (1) 低入札価格調査の対象とする工事であること。
- (2) 調査価格を下回った入札を行った者は、最低の価格をもって入札した者であっても必ずしも落札者となるものではないこと。
- (3) 調査価格を下回った入札を行った者については、低入札価格調査を行った上で落札者と決定すること。
- (4) 調査価格を下回った入札を行った者は、事情聴取等の調査に協力すること。
- (5) 前号の事情聴取等の調査に協力しない入札者は失格にすること。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、失格となった者を除き、調査価格を下回る価格で申込みをした者のうち、最低の価格で入札した者（以下「調査対象者」という。）に対して落札者の決定を保留し、低入札価格調査を実施した上で、その結果に基づき落札者を決定するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第7条 当該入札価格で、契約の内容に適合した履行がなされるかを判断するため、調査対象者に対して、入札価格説明書（様式第1号）及び必要な書類の提出を求め、次に掲げる事項について事情聴取等調査を実施する。

- (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事個所と調査対象者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名と発注者及びその履行状況

- (10) 経営内容等
 - (11) その他必要な事項
- 2 前項の事情聴取等調査については、調査報告書（様式第2号）を付して高槻市低入札価格調査委員会委員長に報告する。
 - 3 第1項の事情聴取等調査及び審議については、別に定める高槻市低入札価格調査委員会設置要綱に基づき実施する。

（契約の内容に適合した履行がなされると認めたとときの措置）

第8条 低入札価格調査委員会における調査審議の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認めたとときは、調査対象者を落札者と決定し、その旨を落札者及びその他の入札者に通知する。

（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたとときの措置）

第9条 低入札価格調査委員会における調査審議の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたとときは、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査価格を下回る入札者である場合には、その入札者について低入札価格調査を実施する。

（同一最低価格の入札者が2者以上の場合の措置）

第10条 入札の結果、調査価格を下回りかつ同一の最低価格による入札者が2者以上である場合、別に定める方法でくじを実施し、調査対象者となる1者を決定する。

（低入札価格調査の実施概要の公表）

第11条 第7条による低入札価格調査を実施したときは、落札者との契約締結後に低入札価格調査の実施概要（様式第3号）を公表する。

（誓約書の提出）

第12条 調査対象者を落札者とする場合は、当該調査対象者から契約の内容に適合した履行を確約する旨の誓約書（様式第4号）を提出させるものとする。

（契約の取扱い及び入札参加の制限）

第13条 低入札価格調査を経て契約した場合については、契約保証金の額は請負代金額の20%以上の額とする。また、契約不適合責任の存続期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から2年とする。ただし大規模土木工事、新築建造物工事及びその設備工事、学校等の大規模改造工事、下水道築造工事等については4年とする。

- 2 工事（水道部を含む。）の完成検査の結果、成績評定が70点未満の者は、当該工事の成績評定を公表した日の翌月から1年の間、低入札価格調査の対象となる建設工事の入札に参加することができない。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年9月14日から施行する。
- 2 高槻市低入札価格調査制度実施要領（平成12年10月1日施行）は廃止する。
- 3 高槻市低入札価格調査制度実施要領（平成12年10月1日施行）に基づき、低入札価格落札により契約した工事請負者の、契約及び入札の取扱いについては、本要綱の第13条を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の実施日より前に締結した低入札価格落札工事における契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の実施日より前に締結した低入札価格落札工事における契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の実施日より前に締結した低入札価格落札工事における契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の実施日より前に締結した低入札価格落札工事における契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の実施日より前に締結した低入札価格落札工事における契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の実施日より前に締結した低入札価格落札工事における契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の実施日より前に発注した低入札価格調査の対象工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の実施日より前に発注した低入札価格調査の対象工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年1月4日から施行する。
- 2 この要綱の実施日より前に発注した低入札価格調査の対象工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の実施日より前に発注した低入札価格調査の対象工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号)

入札価格説明書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

- 1 工 事 名
- 2 入札年月日
- 3 入札価格
- 4 説明事項 下記(別紙のとおり)

記

- (1) 上記3の入札価格により入札した理由(入札価格の内訳書を徴する。)以下の内容を中心に簡潔に記載すること。
 - ① 積算内容、施工内容等
 - ② 資材等を安価で調達できる理由
- (2) 対象工事付近における手持工事の状況(別記1)
- (3) 対象工事と関連する手持工事の状況(別記1)
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(地理的条件)
※地図等添付(位置が判明するもの)
- (5) 手持資材及び手持機械等の状況及び購入先との取引関係(別記2)
- (6) 対象工事への労務者の使用予定(労務者の確保計画)(別記3)
- (7) 過去に施工した公共工事名及び履行状況(別記4)
※特に、上記1の工事場所及びその周辺での状況
- (8) 経営状況 直近の経営事項審査結果通知(写しを添付)
- (9) 信用状況 建設業法違反の有無(賃金不払い、下請代金の支払い遅延状況)
- (10) その他、必要と認める事項

入札価格説明書（裏面）

（別記1）手持工事一覧表

発注者	工事名	工期	金額

（別記2）手持資材及び手持機械一覧表

品名・機械等の名称	規格・型式	数量	備考

（別記3）労務者の使用予定（労務者の確保計画）

工種	職種	員数（日数）	自社又は下請の別

（別記4）工事経歴書

発注者	元請・下請	工事名	工期	請負金額

直近3年以内に完了済みの公共工事（同種・同規模）について記入する。

※同規模とは、概ね7割以上の額

(様式第2号)

調 査 報 告 書

- 工事の名称
- 工 期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 入 札 者 { 所在地
 商号又は名称
 代表者職氏名

令和 年 月 日に入札執行しました標記工事の入札価格について、高槻市低入札価格調査委員会から依頼のありました上記工事を調査いたしました結果を、下記のとおり報告いたします。

記

上記入札者の入札価格について、積算内容等を調査した結果、契約の内容に適合した履行が可能と認めます。

令和 年 月 日

高槻市低入札価格調査委員会委員長 様

高槻市 総務部 契約検査課長

(様式第3号)

低入札価格調査の実施概要

高槻市総務部契約検査課

工 事 名 :

調査を実施した業者名 :

業者住所 :

項 目	内 容
1 その価格により入札した理由 ※	
2 契約対象工事付近における手持工事の状況	
3 契約対象工事に関連する手持工事の状況	
4 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）	
5 手持資材の状況	
6 資材購入先及び購入先と入札者との関係	
7 手持機械数の状況	
8 労務者の具体的供給見通し	
9 過去に施工した公共工事名及び発注者	
10 1から9までの事情聴取した結果についての調査検討	
11 9の公共工事の成績の状況	
12 経営内容	
13 信用状況	① 建設業違反の有無 ② 賃金不払いの状況 ③ 下請代金の支払遅延状況 ④ その他
14 その他の必要な事項	《建設副産物が発生する工事については、建設副産物の搬出予定が適切かどうか等を明記するものとする》

※ 徴した入札価格の内訳書を添付

(様式第4号)

令和 年 月 日

誓 約 書

(宛先) 高槻市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

下記事項について誓約します。

記

工事の名称

誓約・同意事項を確認し、「はい」「いいえ」のどちらかを○で囲んでください。

1	上記工事の入札価格に関する、私の説明及び提出資料の内容は、 事実に相違ありません。	はい・いいえ
2	設計図書等に基づき、安全管理及び工事品質等を十分に確保した 施工を行います。	はい・いいえ
3	この誓約に反した場合は、いかなる取扱を受けても、一切の異議 を申立てません。	はい・いいえ